

遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付
要綱

遠野市告示第42号

平成24年 3月27日

(趣旨)

第1条 生活排水による公用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、一定の地域又は複数の世帯による浄化槽の設置整備事業の実施等に要する経費に対し、予算の範囲内で、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する施設であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上で、放流水の一日平均のBODが1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。

(2) 専用住宅等 自己が所有し、又は共有し、かつ、自己が居住する専用住宅又は店舗等併用住宅のうち住居面積が該当建物全体の2分の1以上になるものをいう。

(3) 設置者 専用住宅等に浄化槽を設置しようとする者又は設置した者であつて、次に掲げるいずれにも該当しないものをいう。

ア 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置するもの

イ 専用住宅等の所有権を有しない者で、浄化槽を設置することについて当該所有権の承諾を得られないもの

ウ 販売を目的として浄化槽付建築物を建築する者

エ 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者

オ 無登録、又は無届出の浄化槽工事業者の設置工事により浄化槽を設置した者

(4) 特定地域浄化槽設置整備事業 概ね20以上の世帯が居住する一定の地域において、当該地域に居住する世帯の専用住宅等に5人槽、7人槽又は10人槽の浄化槽を新たに設置し、及びその維持管理を行う事業並びに既に当該地域に居住する世帯の専用住宅等に設置している浄化槽の維持管理を行う事業をいう。ただし、既に専用住宅等に設置している浄化槽の維持管理を行う世帯の戸数は、一の当該特定地域浄化槽設置整備事業を行う世帯全体の戸数の50パーセントに相当する数（1未満の端数は切り捨て）を超えないものとする。

(5) 集団型浄化槽設置整備事業 2以上の世帯で構成する団体が5人槽、7人槽又は10人槽の浄化槽を新たに設置する事業をいう。

(対象地域)

第3条 特定地域浄化槽設置整備事業及び集団型浄化槽設置整備事業（以下「補助対象事業」という。）の対象とする区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画を定めた区域及び農業集落排水事業整備地区を除いた区域とする。

(対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、特定地域浄化槽設置整備事業にあつては概ね20以上の設置者で構成する団体（以下「特定事業実施団体」という。）とし、集団型浄化槽設置整備事業にあつては2以上の設置者で構成する団体（以下「集団事業実施団体」という。）とする。

(補助対象事業の実施の要件)

第5条 補助金の交付を受けようとする者が補助対象事業を実施するための要件は、特定地域浄化槽設置整備事業にあつては第1号及び第3号、集団型浄化槽設置整備事業にあつては第2号及び第3号に該当するものとする。

(1) 別表第1に定める事業要件

(2) 別表第2に定める事業要件

(3) 補助金の交付の決定を受けた場合において、浄化槽の設置工事に係る工事請負契約を競争入札等の方法により一括して契約する見込みであること。

(特定地域浄化槽設置整備事業に係る補助金の額等)

第6条 特定地域浄化槽設置整備事業に係る補助金の額は、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額の総額とする。

(1) 浄化槽の設置に要する経費 当該浄化槽の設置に要する費用に相当する額。ただし、別表第3の左欄に掲げる人槽区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度とする。

(2) 浄化槽の維持管理に要する経費 浄化槽1基につき年額15,000円

(3) 浄化槽を設置した専用住宅等の敷地外から放流する公共水域等までの排水路の工事（当該排水路の工事が50メートルを超える場合にあつては、50メートルを限度とする。）に要する経費 当該排水路の工事1メートル当たり5,000円

(集団型浄化槽設置整備事業に係る補助金の額)

第7条 集団型浄化槽設置整備事業に係る補助金の対象経費は浄化槽の設置に要する経費とし、それに対する補助金の額は当該浄化槽の設置に要する費用に相当する額とする。ただし、補助金の額については、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度とする。

(浄化槽の維持管理に係る補助金の交付期間)

第8条 第6条第2号の補助金の交付期間は、新たに設置した浄化槽の維持管理に係る補助金にあつては当該浄化槽を設置した日の属する年度の初日から起算して5年とし、既に専用住宅等に設置している浄化槽の維持管理に係る補助金にあつては当該補助金を交付した日を含む年度の初日から起算して5年とする。

(数年度にわたる補助金の交付)

第9条 市長は、完了までに数年度を要する補助対象事業について、必要と認める場合においては、数年度にわたって補助金を交付することができる。ただし、この場合においては、補助金の交付決定は年度ごとに行うものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付申請書又は遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に別表第5に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、特定地域浄化槽設置整備事業にあっては遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第6号)により、集団型浄化槽設置整備事業にあっては遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第7号)により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付決定に付する条件)

第12条 規則第6条の規定により補助金の交付の決定に付する条件は、補助対象事業により設置した浄化槽を、補助金の交付の決定を受けた特定事業実施団体又は集団事業実施団体(以下「補助対象事業実施団体」という。)の責任において適正に管理し、浄化槽法第4条に規定する浄化槽に関する基準等を遵守することとする。

(変更承認申請等)

第13条 補助対象事業実施団体は、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業変更(中止、廃止)承認申請書又は遠野市集団型浄化槽設置整備事業変更(中止、廃止)承認申請書に別表第5に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象事業実施団体は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 次に掲げる変更については、軽微な変更として申請を省略することができるものとする。

(1) 浄化槽及び関連設備の位置の変更

(2) 型式適合認定を受けた浄化槽の機種の変更(同等以上の処理性能であり、かつ、人槽の変更を伴わないものに限る。)

(実績報告)

第14条 補助対象事業実施団体は、補助対象事業完了後7日以内に、別表第5に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、必要に応じて現地調査を行い、当該実績報告の内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したと認めるときは、補助金の交付額を確定し、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第10号)又は遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により、速やかに補助対象事業実施団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による補助金の交付額の確定の通知を受けた補助対象事業実施団体は、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金請求書又は遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金請求書に別表第5に掲げる書類を添付して市長に対し補助金の請求をするものとする。

2 補助対象事業実施団体は、補助対象事業の出来形部分に相応する補助金額以内の額について、遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金請求書又は遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金請求書に別表第5に掲げる書類を添付して市長に対し部分払を請求することができる。

(補助金交付の取消し)

第17条 市長は、補助対象事業実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、当該補助対象事業実施団体に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(提出書類及び提出期日)

第19条 この告示により定める書類その他の様式及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第5のとおりとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成24年3月27日遠野市告示第42号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日遠野市告示第91号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日遠野市告示第71号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日遠野市告示第37号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の遠野市特定地域浄化槽設置整備事業及び遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

事業要件	
世帯（戸数）	概ね20以上の世帯（最小単位は、当該行政区内の班とする。）
単位	行政区及びその隣接する行政区（当該区域は、地図上でその周囲を線で囲むことができる範囲とする。）
同意率	世帯（戸数）の80%以上（公共施設、事業所等を除く。） 浄化槽を設置しようとする世帯又は設置した世帯
水洗化率	世帯人数の75%以上（公共施設、事業所等を除く。）
新たな浄化槽の設置期限	申請の日から5年以内に設置しなければならない。

別表第2（第5条関係）

事業要件	
世帯（戸数）	2世帯以上
同意率	設置しようとする世帯（戸数）の100%（公共施設、事業所等を除く。）
水洗化率	100%（公共施設、事業所等を除く。）
新たな浄化槽の設置期限	申請の日から1年以内に設置しなければならない。ただし、世帯（個数）が10以上の場合は、申請の日から3年以内とする。

別表第3（第6条関係）

人槽区分	補助金の限度額
5人槽	浄化槽の設置に要する費用（国が定めた設置基準額 882千円が限度額）から20万円を差し引いた額
7人槽	浄化槽の設置に要する費用（国が定めた設置基準額 1,104千円が限度額）から20万円を差し引いた額
10人槽	浄化槽の設置に要する費用（国が定めた設置基準額 1,495千円が限度額）から20万円を差し引いた額

別表第4（第7条関係）

区分	補助金の限度額		
	5人槽	7人槽	10人槽
2世帯～3世帯	657,000円	770,000円	980,000円
4世帯～5世帯	660,000円	790,000円	1,010,000円
6世帯～9世帯	663,000円	810,000円	1,040,000円
10世帯～14世帯	666,000円	830,000円	1,070,000円
15世帯～19世帯	669,000円	850,000円	1,100,000円
20世帯以上	672,000円	870,000円	1,130,000円

別表第5（第10条—第16条関係）

条項	様式名及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 遠野市特定地域浄化槽設置整備事業補助金交付申請書	第1号	1部	対象浄化槽の設置工事に着手する日の前日まで
	2 遠野市集団型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書	第2号	1部	
	3 事業計画書	第3号の1及び第3号の2	1部	
	4 収支予算書	第4号	1部	
	5 同意書	第5号	1部	
	6 特定地域浄化槽設置整備事業位置図		1部	
	7 建築確認通知書の写し又は審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し		1部	
	8 浄化槽の構造図		1部	
	9 設置場所の配置図（浄化槽から放流水の放流先までの排水経路を明示したもの）		1部	
	10 専用住宅の所有権を有しない者は、当該所有権者の承諾書		1部	
	11 浄化槽の設置事業に要する経費の見積書の写し		1部	
	12 その他市長が必要と認める書類 ・工事請負契約書 ・し尿浄化槽票 ・処理対象人員算定書 ・登録浄化槽管理票（C票） ・登録証（写し） ・水路放流許可書（写し） ・道路占用許可証（写し） ・浄化槽設備士免状（写し）		1部	
規則第6条第1項第2号及び第3号の規定による書類	1 遠野市特定地域浄化槽設置事業変更（中止、廃止）承認申請書	第8号	1部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から10日以内
	2 遠野市集団型浄化槽設置整備事業変更（中止、廃止）承認申請書	第9号	1部	
	3 事業変更計画書	第3号の1及び第3号の2	1部	
	4 変更収支予算書	第4号	1部	
	5 変更同意書	第5号	1部	
	6 特定地域浄化槽設置整備事業位置図		1部	

規則第13条 第1項及び 第2項の規 定による書 類（第16条 第2項の規 定による書 類にあつて は、※を付 した書類）	1 遠野市特定地域浄化槽設置整備事業 補助金請求書※	第12号	1部	当該年度 内
	2 遠野市集団型浄化槽設置整備事業補 助金請求書※	第13号	1部	
	3 事業実績書	第3号の 1及び第 3号の2	1部	
	4 収支精算書	第4号	1部	
	5 特定地域浄化槽設置整備事業位置図 ※		1部	
	6 特定地域浄化槽補助金交付指令書の 写し		1部	
	7 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃 業者との業務委託契約書の写し		1部	
	8 浄化槽法の定期検査依頼書の写し		1部	
	9 工事写真※		1部	
	10 その他市長が必要と認める書類 ・出来形明細書（請求書）の写し※ ・使用開始報告書 ・管理計画書		1部	